

審査系システムに係る薬機法改正対応アプリケーション開発業務の調達にかかる評価基準

(価格点の評価)

評価項目	評価基準	配点
1 価格点	価格点=600 (価格点の満点) × [1- (入札価格／予定価格)]	600

(技術点の評価)

評価項目	調達仕様書に掲げる要件	評価基準	配点	基準点
1 調達案件の概要に関する事項	1 調達案件の概要に関する事項 (3)調達の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・調達の概要及び内容を理解した上で、提案者の本調達全体の遂行に当たっての基本的考え方（取り組み方針）が記載されていること。 ・改修対象システムが現在取り扱う業務と提供する機能の概要を理解、把握していること。 ・薬機法改正内容の概要を把握し、改修対象システムに関して発生する影響箇所を想定し、対応の方策が示されていること。 	200	100
2 作業体制、工程管理	3 作業の実施内容に関する事項 (2)作業の内容 5 作業の実施体制・方法に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に示す全ての要件を満たすための方策が提案書に明示されていること。 ・業務アプリケーションに係る各種作業（設計、製造、テスト、導入等）の具体的な作業方針、作業内容および想定スケジュールが提示されていること。 ・各作業の依存関係やクリティカルパスおよび体制が検討されており、想定するスケジュール通りに完遂すると考える根拠が示されていること。 ・進捗遅れが発生した場合のリカバリの考慮がなされていること。 ・アプリケーション改修を行うための開発環境の構築方針および方法について、具体的に示されていること。 ・改修対象アプリケーションの仕様や設計内容を理解する方法や方針について、具体的に示されているか。 ・テスト工程（単体～総合）の各フェーズにおける環境の構築、テストデータの準備等の方針が示されていること。 ・テストによる不具合発見時への品質管理および修正対応方針が示されていること。 ・責任者のプロジェクトマネージメントに関する資格や実績が明記されていること。 ・各ステップを実施するためのプロジェクト体制・要員計画が明記されており、各担当の役割が明確に示されていること。 ・提案者の組織における品質管理体制とその活動内容が具体的に示されていること。 	200	100
	9 情報セキュリティの履行状況の確認に関する事項	・情報セキュリティ対策の管理体制（管理組織、保管場所、業務終了後の消去等）、および業務期間中にPMDAより貸与または入手した情報の取扱い手順が具体的に示されていること。	120	—
3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	なし	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) 次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・トライくるみん認定企業 ・プラチナくるみん認定企業) 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	40 20 20	— — —
合計				1200